

高知県再造林支援基金の仕組み

(関係規則：助成金交付要綱、協力金等取扱規程)

高知県再造林推進会議

協力事業者

寄附者

幹事

協力金の流れ
(協力金等取扱規程)

◆協力事業者の基金への拠出の流れ

- ①協力金等取扱規則に定める同意書を事務局に提出。ただし、寄附者（木材を取扱わない事業者）は除く。
 - ②協力金の拠出金額の算出は、協力金の単価に取扱量を乗じた金額を目安に半期毎に取りまとめ（自己申告）毎年10月と4月に報告書を提出。
 - ③会議が発行する請求書の翌月末までに協力金を拠出。
- ※寄附は、随時受付。事務局までご連絡ください。

(注1) 対象原木とは、高知県内の国有林・公有林・私有林において素材生産された原木。(国有林の請負事業に関しては、協力金の徴収対象から除外可。)
なお、協力金とは、会議の趣旨に賛同する事業者から拠出(強制ではない)されるもの。

高知県再造林支援基金

事務局：高知県素材生産業協同組合連合会 (注2)

国・県・市町村 造林補助金等

助成金の流れ
(助成金交付要綱)

支援単価1： 獣害防止施設あり6万円/ha 以内 (注3)

支援単価2： 獣害防止施設なし3万円/ha 以内

※ただし、市町村等により国庫補助事業の補助対象事業費を除く経費に支援がある場合は助成金を2分の1以内に減じて交付。(注4)
※助成金の申請は、高知県森林資源循環利用促進事業費補助金(再造林等支援事業)の交付決定日から原則1ヶ月以内に事務局に提出。

国・県・市町村による造林補助金等の支援があっても、森林所有者の負担が発生する場合に基金から支援する

- (注2) 再造林基金に関する規程や申請書は、高知県木材増産推進課のホームページに掲載。
(注3) 森林所有者の負担額に対して助成するため、定額支援ではなく森林所有者の自己負担額以内とする。
例：森林所有者の負担が1万円であった場合、基金からの助成は1万円以内。
(注4) 市町村等による補助対象事業費を除く支援とは、「市町村による補助対象外経費への支援又は市町村による定額補助の対象となる経費に国庫補助事業の補助対象外経費を含む支援」、「団体等による皆伐・再造林に関する支援」など。

造林事業者

◆助成要件等

- ①助成金の申請者は、会議の会員であること。
- ②森林の所有形態は、私有林における個人の所有林であること。(自ら再造林を実施する場合は除く。)
- ③高知県森林資源循環利用促進事業費補助金(再造林等支援事業)で交付決定を受けた再造林であること。
- ④苗木は、基金への拠出に同意する協力事業者から出荷されたものであること。
- ⑤仁淀川町森林保全基金事業による支援を受けないものであること。
- ⑥市町村等による支援により、森林所有者に実質的な負担が生じない場合は除く。
- ⑦通常総会(R7.6.11)の議決日以降に再造林に着手したものを対象とする。